

野田市議会告示第 1 号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和 5 年野田市議会規程第 1 号)の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

野田市議会議長 山口 克己

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

Ⓜ

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定に基づき、次のとおりその全部を開示することに決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 開示する保有個人情報の利用目的	
3 開示の実施方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
4 備考	

第 年 月 日 号

様

野田市議会議長

印

部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することに決定したので通知します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報	
2 不開示とする部分の概要、根拠規定及び理由	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 開示の実施方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
5 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

野田市議会議長

印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことに決定したので通知します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報	
2 不開示とする根拠規定	
3 根拠規定を適用する理由	
4 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

㊟

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで 請求のあった保有個人情報に係る決定
については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第2項の規定
により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 条例第27条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 条例第28条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
4 備考	

第 年 月 日
号

様

野田市議会議長

㊟

第三者意見照会書

次のとおり、 に関する情報を含む保有個人情報について、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、この意見照会は、本人開示請求のあった保有個人情報に係る開示等の決定を行う際の参考とするために行うものであるため、御意見のとおり決定とならない場合があります。

また、提出期限までに開示決定等意見書の御提出がない場合は、御意見がないものとして取り扱いますので、御了承願います。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	野田市議会事務局 (連絡先)
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 備 考	

第 年 月 日 号

様

野田市議会議長

㊟

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

次のとおり、 に関する情報を含む保有個人情報について、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第29条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、この意見照会は、本人開示請求のあった保有個人情報に係る開示等の決定を行う際の参考とするために行うものであるため、御意見のとおりの場合とならない場合があります。

また、提出期限までに開示決定等意見書の御提出がない場合は、御意見がないものとして取り扱いますので、御了承願います。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
3 条例第29条第2項第1号 又は第2号の規定の適用区分 及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
4 意見照会をする情報の内容	
5 意 見 書 の 提 出 先	野田市議会事務局 (連絡先)
6 意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
7 備 考	

年 月 日

(宛先) 野田市議会議長

住所
提出者 氏名
電話番号

開示決定等意見書

年 月 日付け 第 号の第三者意見照会書又は保有
個人情報の開示請求に関する意見照会書により照会のあった保有個人情報の開
示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人 情報	
2 意見照会をする情報の内 容	
3 開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されることについて支障(不利益) がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由 注 理由は、支障(不利益)がある部分 ごとに記載してください。
4 連 絡 先	
5 備 考	

第 年 月 日 号

様

野田市議会議長

印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書
から 年 月 日付けで「開示決定等意見書」の提出があつた保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報	
2 意見を照会した情報の内容	
3 意見書の内容	
4 開示の決定をした理由	
5 開示決定をした日	
6 開示を実施する日	
7 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市議会議長

請求者 住所
氏名
電話番号

訂正請求書

野田市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(1) 開示を受けた日 年 月 日 (2) 開示決定通知書の文書番号及び日付 ア 文書番号 第 号 イ 日付 年 月 日 (3) 開示を受けた保有個人情報
2 訂正請求の趣旨及び理由	(1) 趣旨 (2) 理由
3 請求者の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求者が代理人である場合の記載事項	(1) 代理人の区分 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 (未成年者の生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 成年後見人 (2) 代理人であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (3) 請求する保有個人情報の本人の住所、氏名及び電話番号 住所 氏名 電話番号
5 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおりその全部を訂正することに決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定する内容	
4 訂正決定する理由	
5 訂正年月日	年 月 日
6 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

一部訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することに決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定する内容	
4 訂正年月日	年 月 日
5 訂正しない内容	
6 訂正しない理由	
7 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおりその全部を訂正しないことに決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 訂正しない理由	
3 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

㊟

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報に係る決定については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第37条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 条例第37条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

⑩

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 条例第38条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第35条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第39条の規定により、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定する内容	
5 訂正決定する理由	
6 訂正年月日	年 月 日
7 備考	

年 月 日

(宛先) 野田市議会議長

住所
請求者 氏名
電話番号

利用停止請求書

野田市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(1) 開示を受けた日 年 月 日 (2) 開示決定通知書の文書番号及び日付 ア 文書番号 第 号 イ 日付 年 月 日 (3) 開示を受けた個人情報
2 利用停止請求の趣旨及び理由	(1) 趣旨(第40条第1項) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (2) 理由
3 請求者の本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求者が代理人である場合の記載事項	(1) 代理人の区分 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 (未成年者の生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 成年後見人 (2) 代理人であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() (3) 請求する保有個人情報の本人の住所、氏名及び電話番号 住所 氏名 電話番号
5 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

Ⓜ

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定の内容	
4 利用停止の理由	
5 利用停止年月日	年 月 日
6 備 考	

第 年 月 日 号

様

野田市議会議長

㊟

一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することに決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止する内容	
4 利用停止年月日	年 月 日
5 利用停止しない内容	
6 利用停止しない理由	
7 備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおりその全部を利用停止しないことに決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 利用停止しない理由	
3 備 考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は野田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

㊟

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報に係る決定については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第44条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報	
2 条例第44条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 備考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

㊟

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報	
2 条例第45条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

第 号
年 月 日

様

野田市議会議長

印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、野田市議会の個人情報の保護に関する条例第47条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 [訂正決定等、利用停止 決定等]	
3 審 査 請 求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮 問 日 ・ 諮 問 番 号	年 月 日 ・ 諮 問 号
5 備 考	